

1. 件名：「関西電力高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請（1号機[2号機含む]減容したバーナブルポイズンの保管場所変更）」
2. 日時：令和4年10月24日（月） 13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

戸ヶ崎安全規制調整官、雨夜上席安全審査官、宮嶋安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力発電部門 燃料保全グループ

チーフマネジャー※ 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請の概要（1-3改）
（1号機[2号機含む]減容したバーナブルポイズンの保管場所変更）
- ・高浜発電所第1号機 減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に係る設計及び工事計画認可申請の概要について、補足説明資料（2-4改）
- ・高浜発電所第1号機 減容バーナブルポイズン運搬用容器設置、B蒸気発生器保管庫の保管対象物変更、外部遮蔽壁保管庫の共用化及び保管対象物変更に係る技術基準規則への適合性について、補足説明資料（3-4改）
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請（高浜発電所第1号機（2号機含む）減容したバーナブルポイズンの保管場所変更）コメント整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより、監査委員 6 高浜発電所の施工人のヒアリング減容したバーナブルポイズンの保管場所変更についてのヒアリングを開始させていただきます。
0:00:13	関西電力さんの方から説明をよろしく願います。
0:00:17	はい。香月電力の芳野です。それではお手元の資料資料ナンバー4 のファイル解散のコメント整理表の方をご覧ください。
0:00:30	こちらコメント整理表のナンバー24 からが、今回のコメント回答となります。随時説明させていただきます。
0:00:38	まずナンバー24、資料に技術基準第 11 条、火災による損傷防止に係る減容備品運搬容器の関連性審査対象について再整理。
0:00:48	不燃物あることを確認し説明することということで、こちらにつきましては、まずAとC、お手元の資料資料番号 2 の甲斐の 4、
0:00:58	18 ページ目をご覧ください。
0:01:06	はい。資料 2 の 18 ページ目の方に関連する技術基準規則の一覧表をつけさせていただいております、こちらの下から 4 行目第 39 条廃棄物処理設備、間違えません。
0:01:21	失礼しましたページ番号 16 ページです。
0:01:25	16 ページの下から 3 行目、第 11 条火災による損傷防止ということで、こちら前回の米ヒアリングのコメントを受けまして、減益元曜日運搬容器の坂野関連性のところマルで審査対象の方をマルとさせていただきます、
0:01:41	そちらについての理由としましては、上から、備考欄にありますけど元曜日運搬容器括弧の中の内容物の減容匹含む新たな保管物であり、不燃物であることを確認する必要があるため、
0:01:53	審査対象条文であるて内容つきましては括弧要目表液体気体等及び他、または固体廃棄物処理設備に係る答えるような放射性廃棄物の運搬容器の材料で確認するというので、こちらの方に記載をさせていただきました。
0:02:07	詳細につきましては同じく、資料 3、
0:02:14	資料 3 の 13 ページ目をご覧ください。
0:02:20	こちらにBSジオパークで保管する減容BEPU運搬容器及び外部社員の方に移動する保管物の材料について、補足説明の方を拡充させていただきます。
0:02:31	まず 1 ポツの方で現曜日運搬容器のとあとその内容物ということで要件については江藤SS-400、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	収納物についても吸収材と合計 3 ガラスということで耐熱グラフになっております。
0:02:43	皮膚材料ホルダーにつきましてはステンレス法として佐瀬様になってます。
0:02:48	2 番目の外部遮へいに定期保管庫へ移動する対象部品としての容器としては大体鋼鉄製のSS400、収納物、配管とかコンクリートということで鋼鉄製コンクリート等ということで、いずれにおいても不燃物であること、こちら説明のほう拡充させていただいております。
0:03:04	こちらでナンバー24 のコメント回答、以上となりまして、続いてコメントNo. 25、資料 2 の技術基準規則第 42 条、生体遮へい等に係る外部遮へい共感この
0:03:17	関連性と審査代表について再整理評価条件を明確し説明することということコメントいただいております、こちらについてはまた先ほどの情報整理を戻りまして資料 2 の、
0:03:35	資料 2 の 19 ページ目をご覧ください。
0:03:39	こちら特に資料触ってるわけじゃないんですけども第 42 条生体遮へい等の第 2 項の第 1 号のところですね、こちら前回の分圧×審査対象の管理上のバツバツとさせていただいております、
0:03:54	再度説明がありますけども備考欄下から 2 行、外部遮へい保管の保管対象物の変更となりますが、既認可の遮へい評価条件を満足していることからシンチ対象外とすると、であると。
0:04:06	記載させていただいております、こちらについても補足のほうを追加させていただいております。
0:04:15	同じくこれ資料 2 の 22 ページ目。
0:04:21	をご覧ください。
0:04:25	はい。資料 2 の 22 ページ目にこちら外部遮へい保管庫の保管対象物変更に係る遮へい評価、遮へい評価への影響について整理させていただいております。
0:04:35	真ん中の方に表のほう評価条件の方書かせていただいてまして左側に既認可の衛藤評価条件、右側に今回する移動する保管対象物のスペックの方書かせていただいております。
0:04:47	もともと既認可の工事計画認可の時の遮へい評価では、線源としてはコバルト 60 で容器の線源強度としましては 1mSv%の強度でやらして解析をさせていただいております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	右側に行きまして今回移動する対象物品についても核種のコバルト 60 変更なしん容器の線量について表面で 1mSv/day 以下であることから、線源条件としては変わってございません。
0:05:11	私ノダに行きまして、計算モデルとしましては図の 1 ということで次のページ 23 ページ目。
0:05:17	に線源モデルの方、記載させていただいておりますが、こちらの建屋の中に線源を大きく大きい一つの線源として評価の方さしていただいております、これが 8300 立米。
0:05:32	相当という形で評価の方さしていただいております、表の方右側に移りまして今回それを移動する保管物につきましても、今回来保管物 1849 レベル。
0:05:43	あったんですけども移動する物品へ 190 立米、加えても、もともと評価しております 8300 立米の方を、十分に包絡できることから計算モデルの変更等も不要となっております、
0:05:55	42 条につきましては審査対象外、評価条件を変える必要がないのですね審査対象外ということで整理させていただいております。
0:06:05	こちらで特段コメント No.26 のエリア 25 の回答以上となりまして、続いてナンバー 26 からちょっと説明の対象が支社変わりますので今しばらくお待ちください。
0:06:20	はい。関西電力の上出です。コメント No.26 番につきましてご回答します。
0:06:29	こちらの方資料 1 のコメントナンバー 1 該当部分と、資料 3 の添付資料の 3 の記載レベルが、図、
0:06:40	違っておりましたので、そちらの方統一を図ること、また、規則等、まさに、保安規定、社内規定の体系を、
0:06:50	説明することというコメントをいただいております。資料 1 の右肩 3 ページ目をご覧ください。
0:07:00	こちらの方のフォーマット、表の下、形を書いております。一番左に炉規則の条文と項目、
0:07:10	2 列目に、工場の管理区域キーでの管理、3 列目に知的な管理区域の対応というところで、この縦列につきまして、新たに、
0:07:23	保安規定及び社内標準というところで、列を追加してございます。内容的には、例えば、一番上段の管理区域境界の線量につきましては、
0:07:36	保安規定 105 条の 2、代行項で記載されている内容を記載し、また、そちらの内容を受けて社内標準の第 2 編第 2 章、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:48	第2節5の(3)項についても紐づけて、管理されているというところを整理して記載してございます。
0:07:58	加納項目についても、添付資料3と合わせて項目を追加し、同じような記載で、記載の充実を図ってございます。
0:08:08	コメント26番については以上となります。続きましてコメントNo. 27。
0:08:17	資料1のコメントNo. 3の上ものに関して被ばく線量予想値及び被ばく線量の実績エビデンスを追加することというところで、
0:08:28	資料1の方7ページをご覧ください。
0:08:36	こちらの方、真ん中に表がございませけれども、被ばく線量の下段の方に算出根拠という
0:08:46	行を追加いたしまして、例えば4.3人mSv、こちらの方の算出、計算方法出典の数値等を記載し、
0:08:57	4.3になる旨、記載を充実してございます。
0:09:03	また、
0:09:05	右側の列になりますけれども2021年度のBSG保管庫内の点検作業の実績ということで、0.01人mSv以下という表記に合わせて、
0:09:17	こちらの方、作業時間はどのぐらいかかったかというところも、記載の充実をしてございます。こちらの方は、作業時間の実績としてとしましては、1回当たり10分、
0:09:29	こちらの方はPS時保管庫ない全体の点検として十分なってございます。
0:09:36	で、こちらの方に合わせて、下段の方に、BS時保管庫内の点検作業の本件を記載してございます。
0:09:47	こちらにつきましては、今回ゲームBP運搬容器の保管ルートというところで、添付資料にも記載してございますけど、そちらの方を再建させていただきます。
0:10:01	で、ご覧のように、今回の3分の1程度を点検しますので、こちらの点検時間としましては、従来10分程度でBPの点検が三分程度と。
0:10:15	いう整理してませけれども、既存の部分点検時間が減って新たに追加するというところで、ほぼ10分程度は変わらないのかなあというところで評価してございます。
0:10:31	節コメントNo. 27のご回答は以上になります。
0:10:39	関西電力の後、説明は以上となります。
0:10:45	はい、原子力規制庁の宮嶋です。資料に基づいて説明ありがとうございました。何点か確認させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:57	そうですね、資料 1%と資料のとりあえず 3 ページ目から、ちょっと確認させて、
0:11:04	ください。
0:11:05	汚染の、まずここ対比一時的な管理区域の対応と、工場の管理区域の管理っていうところは、
0:11:13	ここ対比でいろいろ、
0:11:16	こういう対策をしていますよというところを一覧にしているところなんですけれども、
0:11:21	もし、
0:11:22	これ、汚染の恐れのない管理区域と汚染されたものという対比。
0:11:28	ところが、上から 2 段目ですね規則第 22 条の上から 2 段目のところで、
0:11:34	されているところです。
0:11:36	で、
0:11:37	これ、封入して、容器外にサインさせることはないっていう前提での対比なのかなと考えているんですけれども。
0:11:45	これもしアノか。
0:11:47	過程として、
0:11:48	サインするような事故時っていうのは何、何に基づいて、
0:11:52	対処することになるのかなっていうことは、ちょっと教えていただけますでしょうか。
0:11:57	もしこれ別途下部規定等で定めています。事故ではこういうこれとは別枠で対応しますっていうことを、
0:12:05	確認したいという意図です。
0:12:30	関西電力の川岸です。少々お待ちください。
0:17:07	すいません関西電力西田ですすみません、えっとですねちょっと定性的な説明なって申し訳ないんですけども、今現在書いてるところっていうのは平常時に行う作業の
0:17:19	保安規定と社内標準の規定を取りまとめたものでして、先ほど衛藤求められました、
0:17:27	江藤、ドラム缶中身がこう出てしまうっていうような、出てしまってる場合、手嶋様の場合、これっていうのは平常じゃなくても異常時の措置と考えておまして、保安規定で言いますと 91 条の 2 以上異常時の基本的な対応というところの取り決めがございますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:43	そちらの方に従っての処理というふうになり、なります。説明は以上になります。
0:17:48	はい。規制庁宮嶋です。ありがとうございました。そうですね
0:17:52	105 条のほかに 91 条の方で対応さ。
0:17:55	するってということが確認。
0:17:57	はい、ありがとうございました。衛藤。
0:17:59	ちょっと保安規定。
0:18:01	について、衛藤保安規定及び社内標準についてというところ 3 ページでいろいろ記載を充実させていただいているところで、
0:18:10	炉規則第 2 条の項目の一番右側、
0:18:16	保安規定と関連 3 ナカノ社内規定ですね社内標準ですね。
0:18:22	まず保安規定の 105 条の 2 の第 5 項のところ、4 行書いてあって、
0:18:28	管理区域に係る条件を満足することを確認、満足できることを確認しますと、その下、社内標準なんですけれども、
0:18:36	一時的な管理区域設定したり、解除する場合ってのは、様式 3 決められた様式を作って、
0:18:44	作りますという宣言をされています。で、
0:18:47	すいませんこの様式 3 の中身っていうのはどのようなことを記載して、どのような約束事項。
0:18:55	書かれているのかってことをちょっと確認したいんですけれども。
0:18:59	例えばパワポ資料の 5 ページとか、こういう 6 ページとか、
0:19:04	こういうところで具体的にこういう作業をしますよと、こういうふう放射線こういう評価をしますよってこういうところを約束しているのかなとは考えているんですけれども。
0:19:15	もしそういうことをお示しできるならば、ちょっと確認したいと思ってるんですけどいかがでしょうか。
0:19:21	考えていない。
0:19:24	関西電力西田です。社内標準の標準の様式 3 というのは、1 時管理区域設定を行う時の評価だとか測定結果、こういうものを記載するようになっていて、
0:19:38	これ今の場合説明資料の 1 で申しますと 6 番のところの線量率に関わるデータっていうのがここであらかじめわかっておりますので、その設定は

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:49	社内標準の様式 3 の中には、放射線に係る線量当量ってところにその線量を記載して、理由だとか、その実際設定する時の注意事項だところ、
0:20:01	記載して、江藤、主
0:20:04	外間への捺印を得るといふそういう行為になります。
0:20:13	はい。江藤規制庁もやります。
0:20:15	となるとその例えば 5 ページでやってるようなその作業のイメージ、具体的なその作業の手順だったり、こういう段取りで作業しますといふところの宣言っていふのは、ここはどこで約束してるんでしょうか。
0:20:37	おそらくこの 5 ページのところ、1 時管理区域の設定方法設定のその前提だったり、こういう、
0:20:45	順序で設定解除をしていきますといふような宣言なのかなと考えているんですけどもそこはどういうふうにあらわれてくるのか確認させてください。
0:20:58	関西電力仁科ですすみません資料 1 の 5 ページで申しますと、まず一番ちょっとイメージ図のところの一番上に管理区域の設定というのがございますけれども、
0:21:10	このときに、この管理区域の設定表というのをを用いて、設定の行為を行います。一連の作業が進んできて最終的に下から 2 番目のところに、江藤松浦区画については、
0:21:22	空間線量を測定して管理部長解除でございますけれども、こちらについても解除の、それとかごめん、向こう解除と書いてるところですね、下三つへと輸送経路新たなごめんなさい、ちょっとややこしいことも、申し訳ございません。
0:21:36	説明のところの下三つのところに、管理区域を解除という文字が一番左に書いてあると思うんですけども、この解除の行為を行う時につきましても、このあらかじめ定められた様式 3 を作りまして、
0:21:49	その解除の行為を
0:21:52	衛藤。
0:21:54	規定表という形で、ちょっと承認するといふふうな行為を行います。
0:22:00	説明は以上になるんですけど今まで説明なってますでしょうか。
0:22:25	規制庁宮部藤間です。ありがとうございます。今、ご説明いただいたので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:31	おそらくもう最初にここを管理区域にしますよ、こうなったら解除しますよってところがある程度決まっていますそれを実行する段階なのかなというふうにとらえました。
0:22:41	で、一方でちょっと疑問に思っているのが、この、
0:22:45	燃料取扱建屋からBS上保管庫に行くまで例えば、
0:22:52	ここを設定して、
0:22:54	次の区画設定、
0:22:56	確認を設定して区画 1 を解除して拡散を設定するというふうに、順次、順々に、
0:23:03	管理区域の設定解除っていうものが、
0:23:05	段階が繰り返されますってその全体作業っていうのは、どこで管理、
0:23:12	したりどういうふうにあらわれてくるのかってところを確認させてください。
0:23:24	はい。
0:23:30	関西電力西谷すみませんちょっとちょっと私自身ちょっとすみません今理解できなかったので申し訳ございません。その運用設定表の内容、
0:23:41	この指定表の中に、この今 1 ページ目の、これ参考資料 1 の 5 ページ目の内容をすべて書き込むのかとそういう質問ですか。
0:23:55	はい。
0:24:07	はい。
0:24:16	すみません宮嶋です。今回その運搬するにあたって例えば、まず大枠でルート図があって、燃料取扱建屋からBSF乾固までのルート図があって、
0:24:28	それを区画 100 メートルごとに区画して行って、設定の解除を行います。設定と解除全体的なその工程として行います。
0:24:38	そうなったときに、
0:24:40	その例えばルート図から、
0:24:42	どういうふうに、100 メートル、こういうふうに区切って設定解除していきますっていうところっていうのは、
0:24:49	おそらくその作業手順書とかに表れてくるのかなと考えてるんですけどもどういうふうに
0:24:55	何なんでしょう。
0:24:57	文章化されて出てくるのかなというところは確認したいんですけども。
0:25:02	今ので小よろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:06	監査役西田です説明ありがとうございます大分理解いたしました。えっとですねちょっと今具体的にどういうものを出すってことは取り決めておりませんから決定的にはちょっと申し上げられないんですけども、
0:25:18	おっしゃる通り最初の計画段階で、第一段階としてはここからここまでの管理区域の設定第二段階でここからここまでの管理区域の設定と告白した設定の計画を立ててますので、
0:25:30	それぞれの設定解除表というのはその計画については第一段階第二段階第三段階、このたびに計画設定っていうのを行うこととなりますので、その都度そのステイ表を作成して承認を得るといふそういう行為を行うこととなります。
0:25:46	ありますでしょうか。
0:25:48	全体。
0:25:48	はい。規制庁宮島です。
0:25:50	そうですねまず全体的な家。
0:25:52	計画書っていうのがあって、
0:25:55	それですべて例えばこういうルートで運びます。こういう区画があります。段階がこういうふうになっていて、
0:26:03	ていうところまでその計画書で決まってるって理解をしました。設定荷重表ってのはその中でその段階ごとに、
0:26:11	管理区域設定して解除してていうところ。
0:26:15	定めてるものって理解をしたんですけども、これアノ前
0:26:19	具体的な計画表ってのがあつたんです。
0:26:29	例えば大きい作業、結構大掛かりな作業をやる時の全体的な計画をまとめた全体的なその全体計画表っていうのがあつたって理解で。
0:26:40	そういうふうに出てきます。それで今回の方の作業については約束をしていきますという理解をしましたが、よろしいでしょうか。
0:26:49	はい。
0:27:07	関西電力西田ですご理解の通りです全体的にはですね資料1の5ページ目ですねこれが計画表のまとめ表だと思っていただいたら結構なものでして、
0:27:21	この段階のそれぞれのところをステージ上で設定解除するとそういう運用になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:28	規制庁宮嶋です。5 ページの内容、ここで施行の段階でこの 5 ページの内容についてはいろいろ議論させてもらってこういうふうにしますという答弁いただいているんですけどこれのセットの担保。
0:27:40	ていうのはその全体計画書でなされるということは理解しました。これ、
0:27:45	この資料に書いていただいたりするのは可能ですか。この設定、具体的なその作業全体については、
0:27:53	根拠及び下部規定の中で、おそらく全体計画書というものがあって、
0:27:58	そこで担保しますっていう約束はできますか。
0:28:18	すいません、伊井とイトウとしては、5 ページ 6 ページの説明の内容、
0:28:23	こういうふうに詳細のことを説明していただいている、そのあと運転手とかその作業員それぞれに関しての被ばくっていうものも、
0:28:32	詳細評価をしてもらってるところなので、これは施工の段階ではなくその下の方でちゃんとその担保して分、アーカイブしたものを、
0:28:40	を参照して、そこでしっかり約束事項として移行しますということを表明していただきたいということです。
0:28:49	関西電力西田です。そこはお約束できる場所です社内標準の中でも、仕事の中で管理部の作業についてはこういうことをやるようなところを計画書として出しますので、
0:29:01	そのところは不足できる場所ではあります。
0:29:06	はい軌跡を見られます。です。これに関してはちょっと例えば、先ほどもちょっと言ったんですけどこの様式 3、
0:29:13	とかちょっと、
0:29:14	記載が、
0:29:16	何だろう、明確に約束している記載ではないのかなっていうところはちょっと感じているので、この全体計画も含めこの様式でしたり、こういう
0:29:26	会場設定表でしたりってところはちょっとどっかに表れる形で、
0:29:31	資料を充実していただければと思うんですが、可能ですか。
0:29:37	すいませんちょっと補佐。
0:29:40	規制庁浜井です。
0:29:42	今のに関連して、ていうか、まだ丹羽の質問、今のこちらからの質問の中で、私の方もちょっとお話、確認をしたいので、今、ここで質問するわけですが、
0:29:56	様式って書いてあるのは、よく使う、表だから様式にしていると。
0:30:03	いうことでありますんで、今回、
0:30:07	このような、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:09	形で頻繁に区域の設定解除設定解除を
0:30:15	例えば、100 メーターごとにするならば、2、2 キロ割る 100 で 20 回、
0:30:20	設定解除設定過剰をやると、ということと、その様式 3、
0:30:26	に記載するということが、
0:30:34	1 枚雨に書くっていうのがどうもぴんとこなくて、これは、
0:30:37	様式 3 に、
0:30:39	なあ。
0:30:40	例えばさっき言ったように 20 回の束になって、ドンとあって、そしてそれが記録されると。
0:30:47	こういう理解で、
0:30:50	よろしいでしょうか。
0:30:54	関西副主査関西電力光田です。ご理解の通りでして、5 回会設定解除するんであれば、設定後 5 枚、介助 5 枚こういう束になるイメージになります。
0:31:07	はい。今、誤開という話がありましたが、
0:31:12	今新しくいただいたものと 100 メートル、100 メートルという長さで、
0:31:19	1 時間で杭キーがあると。で、今おっしゃった 5 回、
0:31:25	ていうのは、今まで実は我々聞いていたのが、5、5 回に分けてというふうに聞かれていたのが出てきたなと今思ったんですが、
0:31:35	そういった
0:31:38	多くない、2000 ある、100 は 20 回というと今の誤開というものと、それから、いただいた運搬の系列を見ると、
0:31:49	くねくね曲がっていると。で、
0:31:52	そういうところで 100 メートルというのは、こそ、お馴染みにくいという、
0:31:59	それらが頭の中でちょっと今整理されていない。
0:32:05	私の頭の中でそれが一緒に存在するのがちょっと理解しにくかったんですが、具体的にはこの構内の運搬というのと、
0:32:15	その運搬ごとにその 1 時間力の設定解除。
0:32:20	いうのは、
0:32:22	今のミヤジマの引地の質問の中の、そんな質問なんですが、
0:32:26	実際にそちらの方でそういったものを計画されているというふうに思うんですけども、
0:32:34	具体的なイメージとして与えていただきたいんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:39	5 回ぐらいなんですか。様式 3.5 枚ぐらいなんですか。それとも、もっとたくさんイメージで、それをまとめて、どこかで記録されるというそういうイメージなんですか。そちらでしょうか。
0:33:04	関西電力のカミイチ説、前回のヒアリングの際にですね、全体のルート図のご説明で、管理区域一時的な管理区域の設定解除の区分としては、
0:33:19	どのくらいかっていうところで、大体この区画に区分されるだろうというところでご回答しておりましたので、今回誤開というちょっと、ワードでちょっとご説明させていただいたと。
0:33:34	で、今、ご指摘の 100 メートルごとに管理区域の設定解除するんではないかっていうところはですね、
0:33:44	資料 1 の右肩 6 ページ、ちょっとご覧ください。こちらの方は今ご指摘いただいた 100 メートルというところでちょっと書いておましてこれが、
0:33:55	一時、一時的な管理区域の設定解除のかかるというところで、ちょっと私どもの説明が悪いのか、誤解いただいて、誤解されてるのかなと思ってます。
0:34:09	こちらの方はですね、あるポイントから見るとこの 100 メーター程度の区画で評価した、した際にですね、そのポイントの集積性能はどのくらいになるのかっていうところで、
0:34:23	評価しておましてそれが 1.3 ミリシーベルトパー 3 ヶ月以内なので、こういう評価でもって、1.3 ミリシーベルトパー、3 ヶ月を、
0:34:36	満足する評価ができるという 1 例でございます。ですので、先ほどの一関の管理区域の設定解除の区画と、こちらの 100 メーターというのはちょっと、
0:34:49	意味合いが違ってございます。以上です。
0:34:56	ということはこの 100 メートルをもって、
0:34:59	維持管理区域の設定の回数を計算しちゃいかんよということだというふうに理解しましたが、
0:35:07	他方ですね。
0:35:10	2 キロというのを、に、2000 メーターを公開でやると言ったら、400 メートル。
0:35:19	それでは、先頭と、それから一番後ろで、
0:35:23	400 メートルの人が監視員がいて、
0:35:29	何を監視するのかなという、側溝ですね、いろんな人が、原子力発電所ですからいろんな人が歩いていると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:38	いう或いはある可能性があるというところと、
0:35:43	400メートルの間に人が誰もいなくて最初と最後だけ人が関心がいるという、
0:35:49	これで何をできるのかなってちょっとなじまないんですが、
0:35:54	その辺りの説明もしていただきたいなと思います。
0:36:13	関西電力2社です。えっとですね通常何もしなければ人歩いてますけれども当然こういう運搬するときには周知を行って、通行物が運ばれる道路を立入禁止にするっていう措置を行いますので基本人は、
0:36:28	そのあたりはいないと。で、さらに関心つけてるのはそういう点も近づいてくるような人がいてはいけないので関心をつけての運用を行うとそういうふうに行う予定でございます。
0:37:08	規制庁生井です。
0:37:11	ちょっと今の話、御説明へのリアクションを交流して保有ということで、もう、例えば、
0:37:22	直線道路。
0:37:25	ではなくて、様々に曲がりくねっている。
0:37:29	経路において、
0:37:34	野辺の距離が400メートルと。
0:37:36	いうこう曲がったりするので見えなかったりもするんじゃないかなと思うんでそういったところの、
0:37:42	検討はされたんでしょうか。
0:39:39	関西電力の石田です。ちょっと先ほど言われましたところですけどまず、設定区域のところはまずロープ等で区画をするというお声を行ってそのロープには立入制限である旨の標識をつけるっていうこういうところの、
0:39:53	基本になります。その上で監視人というのは今おっしゃったように見にくいところとかに対しては、柔軟に先行して入れて、人達東御はないようにということで、
0:40:05	当監視するというのが目的ですので数年車のそばにずっと居続けるというわけではなくて、人が入らないようにある程度自由に動き回れるとそういうようなイメージになっています。
0:40:28	はい。規制庁前です。もうちょっと今の質問をさせていただきたいんですけども。
0:40:36	5ページの、例えば、A、
0:40:39	家っていうか、ID赤い人がいるんですがこの、
0:40:44	監視員、これ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:48	資料No。
0:40:50	これは、
0:40:52	2 かな、2-20 ページ。
0:40:54	ですね、20 ページにも監視員っていうんですが、
0:40:58	20、2-20 ページですと関心は前にいて、前に 2 人左右ですね。
0:41:05	それから、後に、
0:41:08	左右 2 人いると、こういう配置なのかなと思っていたんですが、
0:41:13	今の話ですと自由に移動していると。
0:41:16	いうことであるならば、この関心はこの
0:41:20	例えば 400 メーターの一時管理区域の中で、
0:41:28	環境階の監視を歩きながら、常にやっていると。
0:41:33	いうそんなイメージなんでしょうか。
0:41:42	関西電力西出です。ご理解の通りでしてピタッと例えば車の側の 2 メートルぐらい離れたところに来た、常時立っていると、こういうイメージではなくてある程度動き回れる自由というのがあるのが関心です。
0:42:14	規制庁前です。もうちょっといいですかね。
0:42:21	これ審査会合のときだけでしたか質問したときに、
0:42:24	実は中にも、に、この赤い赤井抱えてるのは、
0:42:32	放射線業務従事者であると、
0:42:37	実際の
0:42:39	このを、
0:42:42	移送作業においては、
0:42:45	この一時管理区域の中に入らない。
0:42:50	他に車、
0:42:51	がいますという、そういうふう聞いたというふう認識しています。そういった一時管理区域の中に入らない、いわゆるそういう意味では一般区域、
0:43:05	一般区域ですね次管理区域の外で、同じようにこの運搬作業に従事される方、
0:43:15	ていうのんがいるかないか或いは、それ確認ですねいるかないかいるとするとNineくらいの方がいるのかという、そういった話を伺えますでしょうか。
0:43:27	関西電力西田ですちょっとこの範囲の指定というのが実はその先ですけども、実際の運搬かかる人っていうのはちょっと今おっしゃっていた

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	だいたように放射線業務従事者という形で、衛藤線量計を持って運搬の人たちが該当します。
0:43:42	運搬するときに関わる人という意味ではですね設計してる人ほんでから監督者とかそれぞれいますので、実際この側につかないと、こういう人たちは、
0:43:52	当然業務従事者にはなっておりません。ですので基本的にこの小高で示している方というのは、運搬に直接関わって行って補正業務者になっているものとかいうものを表しているものになります。
0:44:09	規制庁青井です。というと、
0:44:13	この運搬の作業に関わる人、いわゆる、
0:44:18	構内運搬、
0:44:20	作業に関わる方、
0:44:22	法線線、放射線作業従事者ではない方、
0:44:29	という方は、
0:44:31	いないと。
0:44:33	いう理解でよろしいでしょうか。
0:44:38	関西電力理事会です。ご理解の通りでして、そのような対象のものはおりません。
0:45:36	規制庁のトガサキですけどちょっと
0:45:39	ここをちょっと細かく聞いているのはですね今回、施行人の基準のただし書きを使ってってことなんですけど、
0:45:51	で、ただし書きは、その管理区域内では運搬する場合はこの限りではないって書いてあって、普通はその管理区域っていうのは、保安規定とかで、
0:46:02	設定、建物の中に設定されているものなので、
0:46:06	それはもうあらかじめどうという区画なのかとかですね、どういうふうな管理がされるかっていうのは、もうそこでわかるんですけど。
0:46:17	今回はその一時管理区域を、そのただし書きで適用させさせるってことなので、
0:46:24	1時管理区域がどういうふうに設定されるのかっていうのを、設工認の段階でも、
0:46:30	確認する必要があると思ってます。ただし、この運用で対応されるものなので、設工認に全部ですね図面をつけてくださいっていうふうに言ってるわけではなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:44	今まで説明していただいたルールをどういうふうに担保されるのかっていうのが、質問の趣旨です。
0:46:56	それで、保安規定にはこういうことを書きます。
0:46:59	社内標準には、こういう様式を定めますっていうところまでは、3 ページのところでお答えいただいているんですけど。
0:47:10	肝心の 5 ページとか 6 ページで、おっしゃられたルールが、その都度どういうふうに
0:47:20	規定類で担保されるのかっていうのをお答えいただきたいと思っ ます。まず一番大事なのが、1 時管理区域の設定の範囲ですね。
0:47:33	範囲というのが、その道路上ということなので、園田ルートはどういう範囲で設定されるのかっていうのを、どこで決めるのかっていうことですね。
0:47:45	計画書なのか、
0:47:48	この様式に変わるのかちょっとわかんなかったんですけどそれはだクルートはこういう書類で決めますと、普通は管理区域、そんなに大きなものではないんですけど
0:48:03	ルートっていうのはかなり長い距離になりますので、そこを全部ロープとかで、図 2000 メートルも最初には、
0:48:14	立ち入れないようにロープでアノを設けるというやり方もありますけどそうではなくて、5 ページにあるように、
0:48:26	ロープを張り直しながら、進んでいくっていうやり方なので、このロープの長さって大体どれぐらい考えてるのかですね。
0:48:35	400 メートルのロープで本当にやられようとしてるのかそれとももう少し短いロープで考えられるのかとかですね。
0:48:45	ロープが張ってあるところは人が入らないということだと思っ んですけど、その人が入らないっていうことをどうやって担保するのか、それは監視員がいらっしゃるってことなので、
0:48:57	監視員がちゃんと誰か入ろうとしてたら、注意をしては入らないようにしますとかですね。
0:49:04	そういうのを、
0:49:07	嘘そういうルールが度どういうふうな規定のところ、担保されるのかっていうのを確認するというのが、趣旨です。で、
0:49:17	今までのその話を聞いていると、
0:49:20	100 メートルぐらいの区間であれば、何となく、それぐらい能力管理、ロープを張って、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:29	監視員が最初来るの、
0:49:32	近くにはいると思うんですけど、
0:49:35	半分が 50 メートル先ずつぐらいですよねアノ生前後、それぐらいだったら、何かその監視員が見つけて、何か拡声器みたいなので、
0:49:46	立ち上げられてくださいとかっていうのを言えばいいと思ってたんですけど、今日の話だと、400 メートルぐらいということなんで、
0:49:55	本当は 200 メートル先ぐらいまでとどうやって管理するのかですね、そういうところが、
0:50:02	図イメージがちょっとできないので、
0:50:05	そういうのをどうやって管理するのかっていうのを、
0:50:09	わかるようにご説明していただきたいと思ってます。そういうのを全部補 施行人に図面としてつけてくださいとか、その手順書をつけてください って言うわけではなくて、
0:50:22	そういうルールをどういう規定とかどういう様式とか、どういう計画書で、 担保するのかっていうのを、
0:50:30	説明していただきたいということです。以上です。
0:53:16	関西電力水田です。ちょっと今、衛藤、言われたところをこちらでちょっと 理解したところを申し上げますその理解でよいかという確認をちょっと行 っていただけたらと思います。
0:53:26	我々の社内ルールの中で、ある程度今回については、こういうふうにする ってこと。ほんで一番最初に計画をどこで立てるんだっていうところも ちゃんと取り組みがしてあるはずで、
0:53:38	それに基づいてやった場合、そのできるかできないかっていう判断がど こかで入るはずだろうと。その上で、衛藤計画っていうのが遂行可能だ ということが、社内の中で承認されて実行されますと、こういうことを述 べなさいとこういうふうに理解しましたがよろしいでしょうか。
0:53:57	規制庁のトガサキですけど、ちょっともう少し、ちょっとお話しますと、あ のさ、最初に言ったように、
0:54:05	ただし書きの適用というのは、管理区域の中で運ばれる場合は、その 限りではないってなってるんですけど、その管理区域が今回一時管理 区域として設定されるっていうことなので、
0:54:19	その一時管理区域がどうやってちゃんと設定されてそれが管理される のかっていうのを、設工認の中で、
0:54:27	確認する必要があると思ってます。それで、実際にどうやって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:34	やられるのかっていう質問に対して、5 ページとか 6 ページにあるような管理をしますとか、あとルート図もつけていただいたと思うんですけど、
0:54:46	そういうものでやりますっていうことで、イメージ図っていうのもあるんですけどある程度のやり方っていうのがちゃんと決まっているっていう。
0:54:56	のが確認できますので、じゃあ、それをどういうどこで、どう担保されるのかっていうのを、
0:55:05	確認するのが質問の趣旨です。
0:55:09	で、
0:55:12	具体的には運用で決めるものがあると思いますので、先ほど、
0:55:18	言われたように、まず、
0:55:21	ルート図っていうのは、
0:55:23	計画書ですか、計画書で決めます。あと
0:55:28	全部一気に 2000 メートルあるわけじゃなくて、ある区間で設定過剰設定解除っていうふうにやっていきますっていうのも、多分計画書に書かれると思うんですけど、
0:55:38	じゃあ、その設定会場設定解除の線量の測定結果っていうのは様式 3 に書かれるっていうことだったので、そういうのを、
0:55:47	5 ページとか 6 ページの説明していただいたものを、どの様式とかどんだん計画書で、
0:55:58	ふさ定めますっていうことを説明していただきたいということです。
0:56:05	あとだから監視員のちょっとや役割っていうのが、
0:56:11	ちょっと、
0:56:14	どこに書かれるのかなっていうのがあるんですけどだからシーンはだ監視員を何人置くとかですね。
0:56:21	それはどこに書くのかとかですね。だから安心は何をするのかとかですね、そそういうのはどこに書くのかと。
0:56:29	そういうことを書いていただきたいということです。決定とかで結んだ所長が承認するのかっていうそういうのも書いてもらってもいいんですけど、1 時管理区域を、ただし書きのその管理区域と、
0:56:43	同等なものとして、
0:56:45	設定されるっていうことで説明していただいた内容を、
0:56:49	それを施行人につけてくださいっていう、言ってるわけではなくて、
0:56:56	それを運用で担保されるのであれば、運用のどの規定で、具体的にそれをどう定めるのかっていうのを、
0:57:06	説明していただきたいという趣旨です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:14	関西電力の福原です。少々お待ちください。
0:57:22	ないです。
1:02:25	関西電力伊佐です。いただいたご趣旨のもとでちょっと資料の方を作成してみたいと思います。よろしくお願いします。
1:02:33	はいをお願いします。
1:03:05	規制庁のトガサキですけど。
1:03:09	ですね。
1:03:10	今までのご説明は一時管理区域の強化での話だと思うんですけど、
1:03:18	運転手ですね運転手能田一時管理区域内の、
1:03:24	従事者の被ばく管理についての、
1:03:28	説明をちょっとどこかに加えていただきたいと思ってまして、
1:03:33	具体的には資料 33 の資料、
1:03:39	添付資料 4 ページですね。
1:03:42	ここで、
1:03:45	嘘保安規定の規定だと。
1:03:49	107 条で、ほぼ
1:03:53	1 ミリ超える場合は、特別措置が必要だっていうことなんですけど、どう言うか
1:04:01	ことで、これには該当しないですっていうですね。
1:04:05	要は、ここで書かれてるのは、
1:04:11	添付資料 4 の 63 ページに、
1:04:15	この跨が機能のパラグラフなんですけど、
1:04:18	放射線重油業務従事者である作業者が、運搬用容器表面に近づかないようにすることからっていうふうに書かれています。
1:04:28	これをどういうふうに担保されるのかですね。
1:04:32	まずさっきの話と同じなんですけどこれはだからこの規定に書かれるのかっていうのを、
1:04:37	ちゃんと書いていただきたいと思いますこれだから、これがないと、この 107 条の、
1:04:46	特別措置が必要な
1:04:49	そういう状態になると思いますので、
1:04:54	そうならないということをちゃんと説明していただきたいと思います。
1:05:47	関西電力社ですいろんな検討内容を承知いたしましたので、Headは、資料に反映するようにいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:17	すいません規制庁ミヤジマです先ほどまでちょっといろいろ出たので、していただくということをちょっと、
1:06:25	挨拶しました。で、ちょっと話変わりますコメントでナンバー3のところ、
1:06:31	BSE保管庫内の点検作業における被ばく評価についてなんですけれども、こちら資料をちょっと充実させ、していただいてありがとうございます。
1:06:41	で、すいませんこれに関してちょっと2021年度の、
1:06:46	保管庫内の点検作業。
1:06:49	による、被ばく線量実績について根拠として作業実績が十分1回につき十分です。
1:06:59	ということを示してもらってるんですがちょっとこれ、後何年何回やるかってどこかで説明いただく。
1:07:07	してもらってましたっけというのを確認させてください。
1:07:16	関西電力の上期です。2021年度の半数については今まで、今までちょっとご説明していませんので、
1:07:26	必要であれば、実績回数もこちらの方、追加で記載させていただきます。
1:07:33	以上です。はい。追記お願いします。
1:07:37	はい。
1:07:38	あとは、
1:07:42	少ないと思います。
1:07:50	すいませんあと、
1:07:52	すみませんまたちょっと話かわって葛西のは、話をちょっと、
1:07:57	聞きたいので、
1:07:59	23、資料1ですねこれの20、3ページとかで火災について話をしてもらっています。
1:08:08	で、これ要目表についてすいませんまたPET分ですけれども、要目表についてその前のページ何ページだったっけな。16ページ。
1:08:19	すいませんごめんなさい13ページだ。
1:08:21	13ページで、4目標の府この新しく作るやつ書いてもらってます。衛藤。
1:08:29	これは、
1:08:30	不燃材料であるってことはこれは明記しているということで、はい。
1:08:35	よろしいですね
1:08:39	燃材料です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:40	を使っていますというところは、ここで明記されているという認識でいます。で、その補足として、資料 2 の、
1:08:49	資料 2 回 4 の 10、
1:08:52	9、10 何ページでしたっけ。
1:08:55	16 ページか 16 ページのところ、
1:08:59	現用BP表記は新しいものですよと。
1:09:03	で、ここで不燃物質でありますということは、
1:09:09	ここで補足。
1:09:11	二つ付け合せ完全な自然物質なんだねということは理解できるのかなと思って。
1:09:15	ます。
1:09:16	こういう方針では修正、修正というかは、補足で説明充実させてもらってるのでここはよろしいのかなと考えてます。あと、すみませんこれちょっと本題で、
1:09:28	すみませんまたページ飛んで申し訳ないですページ、23 ページ、資料 1 の 23 ページのパートの方ですね。
1:09:35	はい。
1:09:36	こちらの方で、ちょっとラップアップのときに 1 回聞いたんですが、火災バックフィットの
1:09:44	施行に、火災感知器の発見ですね、との関係については、ちょっと認可の前後っていうところもあると思うので、
1:09:54	例えば向こうの方が早く認可、
1:09:56	されて、された場合は、これ、ここは、
1:09:59	ガッツリ補正して説明を充実させてもらって、充実してもらおうという必要。
1:10:05	必要が出てきてしまうと考えているのでこういうところをどういうふうにするのか、
1:10:09	二つの認可についての関係があるのかってところは、審査会合の場で整理させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:10:20	関西電力の芳野ですけども、すみませんお手元資料 2 の 16 ページ目をご覧くださいんですけども、
1:10:31	こちら前回のコメント回答の時に回答させていただいた内容かと思えます第 11 条火災による損傷防止の跳び小浦ありという括弧説明の欄の下から 4 行ですね、こちら江藤葛西のバックフィットで申請させていただいてかつそちらの方に基本設計方針の方、大分いじらせていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:48	こちらの方が先に認可になりましたらその認可実績を踏まえて、記載基本設計方針の方こちらの方を補正させていただくということで、回答させていただいてる内容かと思しますので補足いたします。
1:11:00	秋葉さん。はい。
1:11:39	規制庁宮嶋です。はい。下の4行で補足してもらってるのは承知の上で、審査会合の場と言うか、言わないかって話かなと思ってますで、こちらまた、11月中に多分火災バックフィットの
1:11:53	会合もあるのでちょっとそれで足並みをそろえて、ここ審査会合の場と言う、言わないも含めて、考えていますのでちょっとこれはまた後程こちらから連絡させていただきたいと思っておりますよろしくお願いします。
1:12:08	よろしくお願いいたします。
1:12:12	はい。あとは、すいませんまた、規制庁ミヤジマから資料1の、
1:12:20	36ページですねこれ生体遮へいについて、
1:12:24	ですね生体遮へいについていろいろ見直していただいて、資料2でいうと19ページでした。
1:12:33	19ページ審査対象ルーとしてやってもらっていました。
1:12:38	その19ページの方かですと後ろの方に10、
1:12:42	3ページさっき22ページ辺りから、いろいろと遮へい、評価条件と追記とかをしてもらっているところなんですけれども、
1:12:54	これ審査対象。
1:12:58	となりまして、一応計算。
1:13:01	書とかさ、計算方針評価方針。
1:13:06	いうところは
1:13:48	関西電力の芳野ですけど、すいませんちょっとすみませんちょっとこちら、
1:13:56	お待ちします。
1:13:59	規制庁のトガサキですけどちょっと私補足しますけど、
1:14:04	先ほどの資料の2の22ページと23ページの、
1:14:11	間説明なんですけど、これはいつ今までのその施行人で計算していた、その線源の条件の中に今回の
1:14:23	コンクリート等も入るから、今回の設工認では見直しは必要がありませんっていう、
1:14:30	説明だったと思うんですけど、ちょっと、結局、22ページの方は、
1:14:38	8300立米。
1:14:42	というものを、が制限になってると思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:47	その者 23 ページの遮へい設計の制限の
1:14:52	条件を、単純にこれ、家かけ掛け算すると。
1:14:59	この 8300 より大きくなるんですけど、それで設計者設計してるから、
1:15:07	1mSv以下のものを今回置いても大丈夫だっていう、そういう説明に扱われてるっていいことよろしいですか。
1:15:20	はい。関西電力の芳野ですけどもご認識の通りでして、実際にモデル化 する際は容器と容器の間の隙間の部分もすべて線源と保守的に評価して、 実際 8300 立米より大きな線源として評価しておりますので、
1:15:35	今回の異動対象物品含めても線源を満足しているということで、説明さ せていただいた趣旨となっております。
1:15:43	規制庁のトガサキです。そうしましたらちょっと 23 ページから 22 ページ に、
1:15:51	その計算のちょっと比較を追記していただくことって可能ですか 8300 立 米よりも大きい線源で評価してるってのがわかるようにっていう趣旨 なんですけど。
1:16:03	それは可能ですか。
1:16:07	関西電力の芳野ですけども拝承いたしました資料のほう確認させてい ただきます。
1:16:12	はい。よろしく申し上げます。
1:16:26	規制庁宮嶋です。他、
1:16:30	補足、追加の質問等ございますか。
1:16:55	はい、えっと、関西電力さんから何か補足や追加の説明等ございま すか。
1:17:10	関西連合ヨシノですけど関西側から特にございません。
1:17:15	はい、ありがとうございました。それでは本日の高浜施行人に関するヒ アリングを終了させていただきます。ありがとうございました。
1:17:25	等ございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。